

# 守谷市組織再編に係る支援業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

守谷市組織再編に係る支援業務（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集することで、価格評価のみならず、本業務に係る実績や技術力、企画力を備え、かつ、これまでの実績やデータが蓄積された受託候補者を選定することを目的とする。

## 2. 業務概要

（1）業務名 守谷市組織再編に係る支援業務

（2）業務内容 別紙仕様書のとおり

※ 予算の範囲内で仕様書の業務内容に記載のない事項についても、独自の提案をすることは妨げない。組織再編を検討するにあたり有益になると思われるものについては、積極的に提案すること。

（3）選考方法 公募型プロポーザル方式

（4）履行期間 契約日の翌日から令和9年3月31日（水）

※ 債務負担行為に基づく複数年（令和7年度・8年度の2か年）  
契約とする。

（5）支払条件 受注者は、業務の全部を完了したときは、検査員の完了検査を受けるものとする。また、業務の一部を完了し、部分払を請求する場合は、検査員の部分払検査を受けるものとする。

（6）担当部署及び問合せ先

〒302-0198 守谷市大柏950番地1

守谷市総務部総務課

電話：0297-45-1111

電子メール：[soumu@city.moriya.ibaraki.jp](mailto:soumu@city.moriya.ibaraki.jp)

## 3. 提案限度額

46,430千円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

## 4. 参加資格

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく守谷市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 守谷市競争入札参加資格規程(平成15年守谷市訓令第13号)に基づく令和7・8年度の競争入札参加有資格者名簿(物品・役務)に登録されている者であること。
- ※ 参加表明書提出時に、守谷市競争入札参加資格者名簿に登録されるために提出する書類と同様の書類を添付し、登録相当と認められる場合は、本プロポーザルに限り参加を認めるものとする。
- (4) 実施要領の公表の日から契約候補者の選定までの間、守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領(平成6年守谷町規程第10号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 守谷市建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成20年守谷市告示第76号)第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後又は再生計画の認可決定が確定した後に守谷市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りではない。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、本業務を円滑に確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

## 5. スケジュール

令和7年12月19日(金)	実施要領等の公表
令和7年12月19日(金)～ 令和7年12月24日(水)午後5時	実施要領等に関する質問
令和7年12月25日(木)	質問に対する回答
令和7年12月25日(木)～ 令和8年1月22日(木)午後5時	参加表明書、企画提案書の提出
令和8年1月23日(金) ※3者以下の場合は実施しない。	第一次審査(書類審査)
令和8年1月28日(水)予定	第一次審査結果通知
令和8年2月5日(木)予定	第二次審査(プレゼンテーション)
令和8年2月10日(火)予定	第二次審査結果通知

※ 応募事業者が3者以下の場合、第一次審査を省略し、応募者全員を第二次審査の対象とする。

## 6. 実施要領等の公表

- (1) 公表日 令和7年12月19日(金)
- (2) 公表方法 市公式ホームページで公表
- (3) 実施要領等の関係書類の入手方法  
市公式ホームページからダウンロード

## 7. 実施要領及び仕様書に対する質疑及び回答

- (1) 受付期間 令和7年12月19日(金)～12月24日(水)午後5時
- (2) 提出書類 質問書(様式3)
- (3) 提出方法 担当部署に電子メールにより提出。なお、電子メール送信後、担当部署へ電話連絡により到着確認を行うこと。
- (4) 回答期限 令和7年12月25日(木)
- (5) 回答方法 市公式ホームページで公表(質問者名は非公表)する。なお、質問内容が不明瞭である場合や意見表明と解される場合は回答しないことがある。さらに、質問内容を公表することが質問した者に不利益になる場合は、個別回答するものとし、質問内容・回答内容を公表しないことがある。
- (6) その他 質疑の回答は、本要領等の追加、修正として取り扱う場合は、回答とあわせて公表する。電話による質問は受付しないので、留意すること。

## 8. 参加手続

### (1) 提出書類

下記の書類を提出のこと。なお、守谷市競争入札参加資格規程(平成15年訓令第13号)に基づく令和7・8年度有資格者名簿(物品・役務)に登録された者については、⑦から⑩を免除する。

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 会社概要書(様式2) 正本1部 副本1部
- ③ 業務実施体制調書(様式4) 正本1部 副本1部
- ④ 業務実績書(様式5) 正本1部 副本1部
- ⑤ 企画提案書 正本1部 副本1部
- ⑥ 見積書 1部(見積書、積算内訳書、捺印)
- ⑦ 営業所一覧表(様式6)
- ⑧ 実績調書(様式7)
- ⑨ 技術者経歴書(様式8)
- ⑩ 登録証明書(写し)

- ⑪ 財務諸表（直前1年分）
- ⑫ 商業登記簿謄本（写し）
- ⑬ 国税に係る納税証明書（写し可）  
(税務署が発行した国税に未納がないことを証する納税証明書)
- ⑭ 県税に係る納税証明書（写し可）（茨城県に納税義務のある方のみ）  
(県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書)
- ⑮ 市税に係る納税証明書（写し可）（守谷市に納税義務のある方のみ）  
(守谷市が発行した市税に未納がないことを証する納税証明書)
  - ※ 上記①～⑥については、紙媒体のほか電子データ(PDF)も併せて提出すること。
  - ※ 受託者としての条件を満たしていることを証明する資料（写し可）を提出すること。

- (2) 提出期限 令和8年1月22日（木）午後5時（郵送の場合は必着）
- (3) 提出方法 事前に担当部署に連絡したうえで、担当部署に持参又は郵送（書留）により提出。電子データについては、担当部署に電子メールで提出。

## 9. 企画提案書の内容

企画提案書の作成にあたっては、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 本業務の実施体制等
  - ・ 本業務の実施体制
  - ・ 本業務を円滑かつ効果的に実施するための取組み
  - ・ 10年以上の組織・人事領域のコンサルティング経験
  - ・ 直近3年以内の自治体の組織・人事に係るコンサルティング業務、自治体の業務量調査・業務改善に係るコンサルティング業務の受託実績
- (2) 本業務の実施方針
- (3) 本業務の作業スケジュール
- (4) 本業務における支援の内容

## 10. 企画提案書作成上の留意事項

- ・ 別紙仕様書を熟読のうえ作成すること。
- ・ 企画提案書は A4 サイズ（横向き、両面、30 ページ以内、左上綴じ）で作成すること。ただし、表紙および目次は本指定の対象外とする。
- ・ 企画提案書は1者につき1案とする。
- ・ 企画提案書以外の別冊資料の提出は認めない。

## 11. 提案書等の審査

### (1) 第一次審査(書類審査)

#### (ア) 実施日

令和8年1月23日(金)

#### (イ) 実施方法

- 企画提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を行い、得点の高い上位3者を第一次審査通過者として選定し、結果を電子メールにて通知する。また、第一次審査通過者には、第二次審査(プレゼンテーション)を実施する。
- 応募事業者が3者以下の場合、第一次審査を省略し、応募者全員を第二次審査の対象とする。

### (2) 第二次審査(プレゼンテーション)

#### (ア) 実施日

令和8年2月5日(木)予定

#### (イ) 実施場所及び実施時間

第一次審査の結果と併せて、電子メールにて通知する。

#### (ウ) その他

- 第二次審査は、守谷市役所内又はWeb会議システム「Zoom」によるオンライン開催とする。
- 出席者は、本業務委託の従事予定者を含み、1提案者あたり3名までとする。なお、業務体制表に記載された管理責任者及び主担当者は必ず出席すること。
- 実施時間は、1提案者あたり30分以内(説明20分以内、質疑応答10分以内)とする。
- 審査順序は、企画提案書の提出順とする。

## 12. 審査及び選考

### (1) 審査基準

別表1及び別表2のとおり。

### (2) 選考

「守谷市組織再編に係る支援業務におけるプロポーザル審査委員会」が審査基準に基づき提案内容を評価・審査し、審査員の第一次審査と第二次審査の評価点数の合計得点の高い者(最高得点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者とし、第一次審査を省略した場合は、第二次審査の評価点数の高い者)を随意契約の優先交渉権者とする。なお、審査は非公開とする。

### (3) 選考結果の通知

第二次審査に参加した全ての企画提案者に個別に電子メールにて通知するとともに、市ホームページにおいても公表する。なお、選考結果の異議申し立ては、一

切受け付けない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ・ 見積書の金額が提案限度額を超える場合
- ・ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- ・ 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席した場合
- ・ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13. その他

- (1) 提案書等の作成、提出等に係る全ての費用については、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 市は、提出された提案書等の機密保持に十分配慮する。ただし、提出された書類は、情報公開請求により、守谷市情報公開条例（平成10年守谷町条例第4号）に基づき、開示する場合がある。
- (4) 市は、提出された提案書等は、当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (6) 提案内容等は、委託先を総合的に比較検討し決定するものであり、内容が市求めるものと合致しているとは限らないため、実際の事業については、委託事業者決定後、この案を基に市と再調整した上で、実施するものとする。
- (7) 提案書等に含まれる著作物の著作権は、参加申込者に帰属する。
- (8) 本企画提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (9) 提案者が1者であっても、第二次審査（プレゼンテーション）を実施し、選考するものとする。また、審査の結果、各審査員の第一次審査と第二次審査の評価点数合計の平均が120点未満の場合は契約締結相手方の候補として特定しない。

別表1

守谷市組織再編に係る支援業務公募型プロポーザル 審査基準  
第一次審査

(80点満点)

審査項目		配点	評価内容
プロ ジ エ ク ト 運 営	実施体制	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務を遂行するために十分な実績等を備えた要員を配置する等、プロジェクトの推進体制が充実しているか。</li> <li>・ 業務責任者は、10年以上の人事領域のコンサルティング経験を有し、かつ3年以内に自治体の人事領域のコンサルティング、自治体の業務量調査・業務改善に係るコンサルティング業務実績を有しているか。</li> <li>・ 組織・人事にかかる知見を有する人材、自治体業務に係る知見を有する人材を配置しているか。</li> </ul>
	プロジェクト管理	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進捗管理、課題・リスク管理、品質管理、コミュニケーション管理のプロジェクト管理の方法が明確にされているか。</li> </ul>
受 託 者	受注者の実績等	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託者は、直近3年以内に人事領域のコンサルティング業務の契約実績を有しているか。</li> </ul>
		10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務を行う受託者は本役務を実施する部門を対象として、ISO27001の認証を取得しているか。</li> </ul>
見積	価格評価	10	(最低提案見積額/提案見積額) × 配点(10点) (小数点以下切り捨て)

別表2

守谷市組織再編に係る支援業務公募型プロポーザル 審査基準

第二次審査

(120点満点)

審査項目		配点	評価内容
業務実施方針	業務の理解度	20	本業務の背景、目的を理解し、本業務を成功裏に収めるために妥当な実施方針が立てられているか。
業務の内容	スケジュール	20	<ul style="list-style-type: none"><li>本業務の作業スケジュール(概要)について、わかりやすく示されているか。</li><li>本市の現状を踏まえ、支援の考え方と支援内容について、効果的なものであるか。</li></ul>
	組織再編にあたっての包括的な事業推進支援	30	本市の現状を踏まえ、支援の考え方と支援内容について、効果的なものであるか。
	異動検討の合理化支援	20	
	業務量調査の設計・実行支援	30	